

# 商品であって使用しない軽自動車等について（届出）

令和 年 月 日

京丹後市長 様



(納税義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

下記の車両につきましては、京丹後市税条例第80条第4項に規定する「商品であって使用しない軽自動車等」に該当するので届け出ます。

No	車両番号・標識番号	取得年月日	備考
1		平成・令和 年 月 日	
2		平成・令和 年 月 日	
3		平成・令和 年 月 日	
4		平成・令和 年 月 日	
5		平成・令和 年 月 日	
6		平成・令和 年 月 日	
7		平成・令和 年 月 日	
8		平成・令和 年 月 日	
9		平成・令和 年 月 日	
10		平成・令和 年 月 日	
11		平成・令和 年 月 日	
12		平成・令和 年 月 日	
13		平成・令和 年 月 日	
14		平成・令和 年 月 日	
15		平成・令和 年 月 日	
16		平成・令和 年 月 日	
17		平成・令和 年 月 日	
18		平成・令和 年 月 日	
19		平成・令和 年 月 日	
20		平成・令和 年 月 日	

添付書類

- ①古物商許可番号のわかる古物商許可証の写し
- ②古物営業法第16条に規定する古物の帳簿等（古物台帳）の写し
- ③該当車両の自動車検査証の写し、または電子検査証と自動車検査証記録事項の写し
- ④車両の写真（下記の示すとおり）
  - ア 展示状態（価格表示とナンバープレートが併せて確認できる写真）
  - イ メーター表示部分（総走行距離がわかるもの）

**裏面の注意事項もご確認ください。**

1枚目 / 枚中

# 商品車の届出についての注意事項

## 1 商品車について

商品車とは「商品であって使用しないもの」です。販売を目的として取得し、一定の場所に置かれ、使用されていない車両であり、それ以外の車両は商品車の届出の対象外です。

### ○届出対象外の事例

- ・リース車及びレンタカー等、貸付けを目的とする車両
- ・試乗または回送のために使用する車両
- ・社用車及び代車用車両、営業用登録車等の事業用の車両

(※1) 古物商許可証の名義人が所有する車両であること  
(許可証名義が法人の場合は、当該法人又はその代表者が所有する車両)

(※2) 賦課期日現在において、商品として展示していること  
(主たる定置場が京丹後市内であること)

## 2 現地調査の実施について

年間走行距離が過走行と思われる車両については、商品車として管理されているか確認するための現地調査を行う場合があります。

また、調査の結果、課税免除の対象外と判断された場合、過年度の課税免除も取り消される場合があります。

## 3 届出期間

令和8年4月1日（水）～4月10日（金）9時から16時30分まで

※閉庁日を除く

※届出期間を過ぎたものについては受け付けできません。

## 4 届出窓口

税務課または各市民局窓口（峰山市民局を除く）

